

組合加入員の方（被保険者・被扶養者）の
マイナンバーの収集及び適用関係届出の変更について

当健康保険組合は、平成29年7月以降の市区町村などとの情報連携開始に向け、基本的に住基ネット「地方公共団体システム機構（J-LIS）」を活用してみなさんのマイナンバーを収集させていただきますので、よろしく願いいたします。（但し、電子媒体による収集希望事業所を除く）

また、平成29年1月以降の「被保険者資格取得届」及び「被扶養者（異動）届」にマイナンバーの記入が必要になります。

様式が決定次第、ホームページに載せる予定ですので、マイナンバーの記載欄のない様式で届出をされる場合は、備考欄等にマイナンバーを記載して届出を提出していただけるようお願いいたします。